

# 業務指示書

## ウズベキスタン国コンバインドサイクル発電運用保守トレーニングセンター整備プロジェクト（機材調達）

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月14日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月21日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 全ての業務従事者について、補強を認めません。

○ 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○ 業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ） 業務主任者（総括）について補強を認めません。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ） 外国籍人材の活用を認めます。

○ 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ） 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：発電分野の人材育成に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／発電人材育成）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：発電分野の人材育成に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウズベキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：発電機材計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウズベキスタン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月26日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UZS1 = 0.03574 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/発電人材育成  
機材計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.14 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月21日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
 ウズベキスタン国コンバインドサイクル発電運用保守トレーニングセンター整備プロジェクト（機材調達）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／発電人材育成	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## ウズベキスタン国「コンバインドサイクル発電運用保守トレーニングセンター整備プロジェクト（機材調達）」

### 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

#### 1. プロジェクトの背景

ウズベキスタン共和国は、天然ガスや金などの地下資源の輸出により近年経済成長を遂げているが、活発化する経済活動を支える電力セクターには大きな課題を抱えている。同国の総定格発電容量は13,409MWあるものの、その約9割を占める全国10カ所の火力発電設備の多くは旧ソ連時代に導入され老朽化が進んでいるため、国内発電施設の電力供給能力は約7,800MWに留まり、最大電力需要約8,400MW（いずれも2014年）を賄っていない。加えて、火力発電所の平均熱効率が約3割と低水準であることや、単位GDPあたりのCO2排出量の割合が世界レベルで高いことから、高効率の発電設備の導入が急務である。そのため、同国の方針としても、今後の新規発電施設においては天然ガス炊きコンバインドサイクル発電プラント（CCPP）の導入を積極的に推進する方針を打ち出している。

既に同国内では、ナボイ火力発電所コンバインドサイクル発電1号機が最初の大型CCPPとして導入されているほか、現在円借款で支援中の案件を含め今後約20基のCCPPが順次導入されていく予定である。しかし、同国発電公社（ウズベクエネルギー）は現在も一定の社内研修機能を有しているものの、CCPPの運転・維持管理経験が乏しく、今後のCCPPの増加に応じた、適切な運転・維持管理要員の育成・確保が喫緊の課題となっている。これらの状況を踏まえ、ウズベキスタン政府は、我が国に対し「コンバインドサイクル発電運用保守トレーニングセンター整備プロジェクト」に関する技術協力を要請した。

以上から、JICAは、本プロジェクトの必要性、妥当性を確認するために2014年12月に詳細計画策定調査を行い、同調査結果に基づき2015年1月にプロジェクトの枠組みについて先方政府とR/D（Record of Discussions）により基本合意し、本プロジェクトを2015年10月より開始している。

本業務は、本プロジェクトの「成果3. CCPPの運転・維持管理研修のカリキュラム、教材、研修用機材が整備される。」に関し、CCPPの運転・維持管理研修で活用するため別途調達を予定している発電運転訓練シミュレータ1基並びに発電機等のカットモデルについて、その機材仕様等に関するウズベキスタン側への助言、指導ならびにJICAによる当該調達の支援を行うものである。

#### 2. プロジェクトの概要（本業務関連部）

##### (1) 上位目標

CCPPの運転・維持管理能力が強化される。

##### (2) プロジェクト目標

CCPPの運転・維持管理に関する研修体制が確立される。

##### (3) 期待される成果

成果3：CCPPの運転・維持管理研修のカリキュラム、教材、研修用機材が整備される。

#### (4) 活動の概要

##### 【成果3に係る活動】

- 1) CCPPの運転・維持管理研修に必要な機材の設置計画を策定する。
- 2) CCPPの運転・維持管理研修に必要な機材を設置する。

#### (4) 対象地域

ウズベキスタン電力公社、トレーニングセンター（タシケント）

#### (5) 関係官庁・機関

ウズベキスタン電力公社（ウズベクエネルギー/Uzbekenergo）  
同公社傘下のタシケントトレーニングセンター

### 3. 業務の目的

本プロジェクトの関連プロジェクトとして、別途実施される有償勘定技プロ「コンバインドサイクルガスタービントレーニングセンター強化プロジェクト」にて調達する発電運転訓練シミュレータ及び発電機等カットモデルについて、機材仕様等に関するウズベキスタン側への助言、指導並びにJICAによる機材調達の支援を行う。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2015年1月27日に当機構がウズベキスタン電力公社と締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクト（有償勘定技術支援）の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 本プロジェクトの関連専門家との連携

本プロジェクトは、2015年10月より現地活動を開始しており、これまでCCPPの運転・維持管理要員育成のための情報収集や講師候補選定等を実施してきている。また、本邦研修を通して実施機関との信頼関係も構築してきていることから、本業務を実施するにあたり、本プロジェクトに関して別途派遣中の専門家とも情報共有や意見交換を行うなど、効率的な業務実施を目指し連携すること。

#### (2) 調達機材のCCPP研修での活用

発電運転訓練シミュレータ1基並びに発電機等のカットモデルに関し、当該機材を用いた研修内容の検討並びに先方への助言、指導を通じて機材仕様を確定、合意し、JICAによる調達の支援を行った上で、CCPP研修中での有効に活用されることを目指す。この観点から、仕様検討にあたっては将来の持続性の観点から、C/Pの十分な巻き込みを行い、C/P側のオーナーシップ醸成と、維持管理体制の構築を支援するよう留意すること。

#### (3) JICAによる機材調達の支援

機材調達業務はJICAが行うが、受注者は、機材仕様書作成業務、及び入札公告後の技術支援等を行うこととする。本業務の実施にあたっては、「機材調達支援ガイドライン（本邦調達）

～機材仕様書等の作成に当たって～2015年9月版」に基づき実施するものとするが JICA 事業担当課のみならず、JICA 調達部契約第三課機材調達班と相談し進めることとする。特に、事前のブリーフィングを受けるとともに、機材仕様書等は、機材調達班に事前確認した上で確定し、成果品として JICA に提出することとする。

#### (4) 調達機材にかかる基本方針

- 1) 機材据付場所は、現在建設中（2016年12月末完成予定）のウズベクエネルギーの新訓練施設である。
- 2) シミュレータ室はナボイ CCPP1 の中央制御室に設置されている機器・レイアウトを基本とする。
- 3) シミュレータのマルチファンクション個数は200程度を想定する。
- 4) シミュレータの適用範囲は、ガスタービン、スチームタービン、排熱回収ボイラ、発電機、及び各設備に付属する補機設備を想定する。
- 5) カットモデルの調達においては、座学と実習による保守要員の知識・技能習得の補完を図る事を考慮し、C/Pにとって適切な仕様を検討する。
- 6) 別途 JICA より提示する機材調達予算枠に留意した設計積算を行う。

## 6. 業務の内容

### (1) 各現地渡航前後の JICA との協議

コンサルタントは、各次の現地渡航に際し、渡航前の対処方針確認、渡航後の活動結果報告を JICA と行う。その際、対処方針/現地活動報告を簡潔に記載した資料を準備する（コンサルタント業務従事月報を活用することも可）。

### (2) 本業務開始時の業務計画書及びインセプションレポート等の説明・協議

本プロジェクトの R/D 等の確認を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握した上で、本業務開始にあたっての業務計画書（案）、及びインセプションレポート（案）を作成する。同案について JICA の確認を踏まえ、ウズベキスタン側関係者に説明し、協議、確認を行う（現地関係者との協議においては資料の露語版仮訳等を用意）。

### (3) 機材調達支援

#### 1) 現地調査（C/P との協議と仕様検討、および関連情報収集等）

シミュレータやカットモデルを用いた訓練目的・内容に関する説明を C/P に対して実施し、十分理解を図るとともに、日本での活用事例紹介も行いつつ、本プロジェクトで必要とする研修内容と調達機材に具備すべき機能を検討の上、C/P とも協議、確認し、以下の観点において、機材検討に必要な情報収集を行う。

#### 【シミュレータ】

既設ナボイ CCPP1 の中央制御室の現状確認調査を実施し、レイアウト及び各盤の機能等の情報収集を行う。情報収集の対象は、レイアウト図面、警報処置テキスト（マニュアル）及びインターロック図、CRT 関連情報、モニター関連情報、シーケンス、送電系統図、その他必要設備の確認等が含まれる。また、シミュレータの適用範囲、マルチファンクション（数量と内容）、必要データの範囲（機器リスト、機器仕様、配管仕様、制御ループ数、インターロックループ数、等）に関して、C/P と協議・検討する。

### 【カットモデル】

C/P の要望及び実際に発生している機器トラブル事例とその学習ニーズを確認の上、カットモデルの仕様を検討する

#### 2) 国内作業（機材仕様書案等の作成）

現地調査の結果も踏まえ、基本情報（案）、機材仕様書（案）、調達関連情報（案）を JICA に提出する。

#### 3) 現地調査（機材仕様書（案）に関する C/P との合意）

機材仕様書（案）を C/P に説明し、合意を得る。

#### 4) 国内作業（入札公告後の技術支援）

JICA による機材仕様書（案）等の確認が終了し、機材仕様書の妥当性の確認が取れた時点で成果品として JICA へ機材仕様書等の提出を行う。入札公告後、機材仕様書等に係る質問があった場合は、技術的質問事項への回答案の作成や、落札者から提出される技術仕様の確認を支援する。

#### 5) 国内作業（詳細仕様承認および試験立会等）

メーカー決定後、詳細仕様検討（含図面承認）及び最終承認を行う。また、製作機材の工場試験立合いや、ナポイインプットデータの承認等を行う。

#### 6) 現地調査（機材搬入及び据付管理、シミュレータ検証試験の立会）

機材の現地搬入及び据付に立会い、工事監理や据付機器のレイアウトの細部調整に関する C/P への助言、支援等を行う。機材据付完了後、シミュレータにおけるユニット起動・停止機能やマルファンクション機能の確認、承認を行う。

#### (5) 業務完了報告書の作成

契約の終了時において、業務完了報告書を取りまとめ、C/P に確認を得た上で、JICA に提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、機材仕様書及び業務完了報告書とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文：3 部
インセプションレポート	業務開始から 1 か月以内	英文：3 部 露文：3 部
基本情報（案）	第一次現地調査後 1 か月以内	和文：2 部
機材仕様書（案）	第一次現地調査後 1 か月以内	和文：2 部 露文：2 部

調達関連情報 (案)	第一次現地調査後1か月以内	和文：2部
基本情報	第二次現地調査後2週間以内	和文：2部
機材仕様書	第二次現地調査後2週間以内	和文：2部
調達関連情報	第二次現地調査後2週間以内	和文：2部
業務完了報告書	契約終了時	和文要約：3部 英文：5部 露文要約：1部 CD-R：3部

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目 (案) は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

ア) インセプションレポート

- a) 業務概要
- b) 業務フローチャート
- c) 詳細活動計画
- d) 要員計画
- e) 先方実施機関便宜供与負担事項
- f) その他必要事項

イ) 基本情報 (下記を提出することとする。雛形は JICA より別途提供。)

- a) 機材総合情報シート
- b) 輸送情報シート
- c) 用途・需要者チェックリスト

ウ) 機材仕様書 (下記を提出することとする。雛形は JICA より別途提供。)

- a) 機材仕様明細書
- b) 梱包条件書
- c) 輸送条件書
- d) 技師派遣条件書
- e) 工事仕様書 (必要な場合。様式任意)
- f) 現地作業条件書 (必要な場合。様式任意)
- g) 工程表 (技師派遣や現地工事・作業の期間が1か月を超える場合)
- h) 図面 (必要な場合)

エ) 調達関連情報 (以下を提出することとする)

- a) メーカー名一覧・見積依頼先

- b) 積算参考資料
- c) 調達機材総括表
- d) 参考見積書及びカタログ等
- e) その他の参考資料（図表や写真、事前調査で確認した現地事業等）

オ) 業務完了報告書

- a) 業務の概要・結果（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) 業務実施運営上の課題・提案（業務実施方法、運営体制等）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ① 業務フローチャート
- ② 詳細活動計画
- ③ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ④ その他活動実績

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（2～3 ページ程度）
- イ 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ウ 業務フローチャート（A3 版1 ページ程度）

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2016年10月に開始し2018年4月の終了を予定している。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

全体 16.00MM

##### （2）業務従事者の構成（案）

本業務では、以下の構成を想定しているが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、上記の全体業務量を超えない範囲で、適切な構成をプロポーザルにて提案することとする。

ア. 総括／発電分野人材育成（2号）

イ. 機材計画（3号）

ウ. 調達/積算

#### 3. 相手国の実施事項・便宜供与

詳細計画策定調査ミニッツ並びにR/Dにより確認、合意された以下の事項。

##### （1）カウンターパートの配置

##### （2）専門家執務スペースの提供

##### （3）ローカルコストの負担（専門家執務スペースの光熱費及びカウンターパートの国内移動にかかる旅費）

#### 4. 配布資料および閲覧資料

##### 【配布資料】

- ・ウズベキスタン国「コンバインドサイクル発電運用保守トレーニングセンター整備プロジェクト」R/D
- ・ウズベキスタン国「コンバインドサイクルガスタービントレーニンングセンター強化プロジェクト」R/D

##### 【閲覧資料】

- ・詳細計画策定調査収集資料
- \* 閲覧を希望の場合、産業開発・公共政策部資源エネルギーグループ第一チーム（03-5226-6922）までご連絡ください。

#### 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

#### 6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA事務所とも緊密に連携して情報を入手し、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整を十分行う。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。なお、現地業務に先立ち渡航予定業務従事者全員を「たびレジ」に登録すること。

## 7. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上